



秋の総合健診のお知らせ

■健（検）診内容・料金

健（検）診名	料金	対象者	
特定健診	500円	40歳以上74歳以下の鞍手町国民健康保険加入者	
基本健診	500円	18歳以上39歳以下の人或は生活保護受給者	
肝炎ウイルス検診	300円	18歳以上	
肺がん検診	X線		100円
	X線・喀痰		400円
胃がん検診	500円		
大腸がん検診	300円		
子宮がん検診	400円		
乳がん検診	視触診のみ		200円
	視触診とマンモグラフィ		600円
前立腺がん検診	200円		50歳以上
結核検診	無料		65歳以上

健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。対象者の人は、健（検）診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。



期 日	場 所	受付時間など
10月12日(水)	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
10月13日(木)		
10月14日(金)		
11月20日(日)		
11月21日(月)		
11月22日(火)		

- **申し込み方法** 申込書がお手元にある人は郵送してください。届いていない人は総合福祉センターまでご連絡をお願いします。
- **健（検）診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、基本健診、特定健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

健（検）診の申し込みはインターネットや携帯電話からもできます。町のホームページから申し込んでください。
※申し込みを行う際、送信後に返信メールが届きます。パスワードなどを入力し、再送信してください。再送信しないと本登録完了になりませんのでご注意ください。町ホームページ <http://www.town.kurate.fukuoka.jp> 携帯電話 <http://k.shinseifukuoka.jp>

乳幼児健診・相談

9月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	9月15日(木)	平成23年4月19日から 平成23年5月18日生まれ
7か月健診	9月22日(木)	平成23年1月28日から 平成23年2月24日生まれ
12か月健診		平成22年9月1日から 平成22年9月30日生まれ
1歳半健診	9月8日(木)	平成22年2月5日から 平成22年3月8日生まれ
3歳児健診		平成20年8月5日から 平成20年9月8日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	9月28日(水)	平成23年7月26日から 平成23年8月29日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

予防接種

■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
9月15日(木)	午後1時30分から2時まで
10月13日(木)	

■ポリオ予防接種

- ▽ポリオの予防接種は2回受けてください
- ▽対象者 生後3か月から90か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
9月2日(金)	午後1時30分から2時まで
10月18日(火)	
11月30日(水)	



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 9月7日、14日、21日、28日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）



国民健康保険に加入しているみなさん 入院するときは前もって手続を

国民健康保険に加入している人で、70歳未満の人は「限度額適用認定証」を、74歳以下で住民税が非課税となっている世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、その医療機関での医療費の窓口負担が自己負担限度額（表1）までで済みます。これにより、後で高額療養費の払い戻し申請をする必要がなくなります。

ただし、外来での受診や複数の医療機関を受診して合算した窓口負担額が限度額を超えた場合などは、高額療養費の払い戻し申請が必要です。また、食事代や差額ベッド代などは別途負担しなければなりません。この限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）は、事前に申請することで交付されます。申請した月の1日から有効となりますので、もし入院が決まった場合は、早めに申請してください。また、認定証は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期限内に納めるようにしましょう。

●申請場所 役場保険健康課保険年金班窓口

●申請に必要なもの 国民健康保険証・印かん・住民税非課税世帯の人で、入院期間が過去1年間に90日を超える場合は、入院期間が確認できる書類（領収書など）

■表1 自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	3回以内（※2）	4回以上（※2）
上位所得者（※1）	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は 超えた額の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は 超えた額の1%を加算	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除額の「総所得金額等」が600万円を超える世帯および未申告世帯に属する人

※2 今回を含めて、過去12か月間に一つの世帯で高額療養費の払い戻しがあった回数

■70歳以上の人

所得区分	自己負担限度額		
	3回以内（※2）		4回以上（※2）
	外 来	外来+入院	
現役並み所得者（※3）	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は 超えた額の1%を加算	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ（※4）	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ（※5）		15,000円	

※3 現役並み所得者とは、各種控除後の課税所得が年額145万円以上で、かつ年収が夫婦2人世帯で520万円以上の人、および同じ世帯の対象者（対象者1人の場合は年収が383万円以上）

※4 低所得者Ⅱとは、世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の人

※5 低所得者Ⅰとは、世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人（年金の所得は控除額80万円として計算します）

☞後で高額療養費の払い戻し請求をする必要がなくなります